

伊丹市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 36 号）による水道法（昭和 32 年法律第 177 号）の一部改正に伴うほか、所要の規定整備を行うため。

伊丹市水道事業給水条例の一部を改正する条例（令和 6
年伊丹市条例第 号）

伊丹市水道事業給水条例（平成 9 年伊丹市条例第 39 号）の一部
を次のように改正する。

第 5 条中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第 38 条第 1 項中「第 5 条」を「第 6 条」に改め、同条第 2 項た
だし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第 42 条第 1 号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。